

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示 7 - 5 3 号

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会委員を任命したいので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 1 日

沖縄労働局長 柴田 栄二郎



記

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続き

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 7 年 7 月 15 日（火）17 時

(3) 推薦書の提出先

沖縄地方最低賃金審議会事務局（沖縄労働局労働基準部賃金室）
那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 3 階
（電話番号 098 - 868 - 3421）

別紙様式

令和 年 月 日

沖縄労働局長 柴田 栄二郎 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は、所在地、名称、代表者職氏名を記入のこと）

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会に { 労働者 / 使用者 } を代表する委員として下記の者を履歴書及び内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職 (現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること)	略 歴

別 添

内 諾 書

沖縄労働局長 柴田 栄二郎 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、沖縄労働局から沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員に任命された場合には、同委員となることを内諾します。